

第3回教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年3月22日(木) 開 会：13時00分
閉 会：14時30分
- 2 場 所 周南市毛利町2丁目2番地
周南市教育委員会 2階会議室
- 3 出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 大野泰生委員 片山研治委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長
鹿野総合出張所次長
- 5 書 記 教育政策課主幹、教育政策担当係長
- 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	平成29年度周南市一般会計補正予算要求について
3	平成30年度周南市一般会計補正予算要求について
4	事業契約の締結について(周南市立(仮称)西部地区学校給食センター整備運営事業)
5	周南市いじめ防止基本方針の改定について
6	平成30年度周南市の教育事業概要について
7	周南市ホール施設 施設分類別計画の策定について
8	周南市民俗資料展示施設 施設分類別計画の策定について
9	山田家本屋及び徳修館 施設分類別計画の策定について
10	周南市八代鶴保護センター 施設分類別計画の策定について
11	周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定について
12	周南市文化財の指定について

日程順位	件 名
13	周南市教育集会所施設分類別計画の策定について
14	周南市立図書館施設分類別計画の策定について

- 7 委員会協議会 (1) 4月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) 3月市議会定例会の報告(教育部長)
- (3) 徳山駅前賑わい交流施設について(中央図書館)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「平成30年第3回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めてまいります。
それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の会議録署名委員は、池永委員さんと松田委員さんをお願いいたします。

2	報告第3号 平成29年度周南市一般会計補正予算要求について
3	報告第4号 平成30年度周南市一般会計補正予算要求について

教育長

続いて日程第2、報告第3号「平成29年度周南市一般会計補正予算要求について」ですが、ここでお諮りいたします。
次の日程第3、報告第4号「平成30年度周南市一般会計補正予算要求について」は報告第3号と関連する案件でありますので、一括して議題とし説明を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

※異議なし の声

教育長

それでは、報告第3号及び報告第4号を一括して議題といたします。
この件について、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育政策課でございます、よろしく申し上げます。
報告第3号「平成29年度周南市一般会計補正予算要求」、報告第4号「平成30年度周南市一般会計補正予算要求」について、相互に関連しておりますことから一括して説明させていただきます。
議案書1ページをお願いいたします。
提案理由といたしましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第12号の規定により、「教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること」は、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき報告いたします。また、報告第4号につきましても、同様の理由でございます。
それでは、「平成29年度周南市一般会計補正予算要求」につきましては、議案書1ページから5ページを、「平成30年度周南市一般会計補正予算要求」につきましては、議案書6ページから9ページをお願いいたします。
大変おそれいますが、2つの予算書を対比しながら説明をお聞きいただければと存じます。この2つの補正につきましては、平成30年度当初予算の内、国の平成29年度補正予算の編成により新たに学校施設環境改善交付金が活用できる見通しとなりました学校改修事業費に係る

経費の一部を、平成29年度予算に組み替え、これに伴いまして、平成30年度の当初予算を減額したものでございます。

議案書3ページをご覧ください。

まず、平成29年度周南市一般会計補正予算（第9号）でございますが、「教育費」「小学校費」「小学校建設費」「小学校改修事業費」6億4,587万9千円の増額でございますが、この6億4,587万9千円の事業費のうち、平成30年度当初予算で計上しておりました、徳山・櫛浜・沼城・桜木の各小学校における屋体非構造部の改修工事、今宿小学校の外壁改修や菊川小学校のトイレ改修工事など、8校における大規模改修事業費の5億2,764万円を、平成29年度予算として組み替え、さらに、残る1億1823万9千円につきまして、新たに福川南及び岐山小学校のトイレ改修工事等が認定され、交付金の内示決定通知を受けましたことから、これに係る経費を追加補正としたものでございます。

議案書4ページをご覧ください。

併せて、平成29年度内での履行は困難であることから、工期確保のために全額を翌年度に繰り越すものでございます。

議案書8ページをご覧ください。

こうした事業費の会計年度区分の組み替えにより、平成30年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、小学校改修事業費 5億2,764万円 を減額とするものでございます。

これらの事業に充当する財源といたしましては、歳入予算の補正として、平成29年度周南市一般会計補正予算（第9号）は2ページ、平成30年度一般会計補正予算（第1号）については、議案書7ページに掲載いたしておりますのでご覧ください。

財源につきましては、国からの地方財政措置として、国庫補助金である学校施設環境改善交付金の増額が確保できたこと、及び、起債充当率や償還助成等で非常に有利な地方債である補正予算債の適用が可能となりましたことから、当初、充当財源として予定しておりました「子ども未来夢基金」2,000万円や「財政調整基金」7,224万円の繰入を取りやめ、本市の財政負担の大幅な軽減を図ったところでございます。

なお、「地方債補正」につきましては、この小学校施設整備事業に係る「市債」の補正に伴いまして、借入の限度額を補正したものでございます。

只今、ご説明させていただきましたとおり、組換えにより2カ年度の事業計画予算とはなりましたが、平成29年度当初予算に対して、大幅な拡充が実現できたところでございます。

子供たちの安心・安全を確保し、さらに教育環境の質的向上を推進するための取組は、喫緊の課題であると考えており、今後も、緊急度や子供たちの学校生活への影響を総合的に勘案した改修計画を策定するとともに、優先順位を定め、国の交付金等を活用し、より計画的、効果的に事業の進展を図ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、構造が複雑になっているのですが、お分かりいただけたでしょうか。要は様々な工事を30年度の予算としてやりたいということで、30年度の予算にあげておりました。しかし、国が29年度末の補正予算として、それよりも大きな額を提供しようということになったので、30年度に市の一般財源の持ち出しをすることを止め、国の予算を持ってきたわけです。ところが、これは29年度の補正予算であります。年度末で期間もないので、30年度に繰り越して予算立てをしたということで、最終的には当初予定していた予算よりもかなり増額した形で、しかも

非常に有利な条件の元で国の予算を取れたことで様々な工事を行うことができるようになりました。今、その辺りの予算の組替えについて説明をいただいたところです。この件につきまして何かご質問があればお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第3号及び報告第4号を一括して承認いたします。

4	報告第5号 事業契約の締結について（周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営事業）
---	---

教育長

続いて日程第4、報告第5号「事業契約の締結について（周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営事業）」を議題といたします。

この件につきましては、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

学校給食課でございます。

報告第5号「事業契約の締結について」報告いたします。

議案書の10ページをお願いします。

提案理由は「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項」の規定に基づくものです。

議案書11ページをお願いします。

本件は（仮称）西部地区学校給食センター整備運営事業につきまして、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律」、いわゆる「PFI法」第12条の規定により、3月1日に市議会に提出し、3月16日に議決いただいたものでございます。

契約内容等につきましては、下記にお示ししておりますとおりでございまして、

「4 契約金額」は、48億6,033万9,041円に金利変動及び物価変動等に伴う増減額を加算した額の範囲内で、「5 契約の相手方」として、「PFI周南市スクールランチ株式会社」と事業契約を締結したものです。

この相手方の決定にあたっては、「6 契約の方法」にありますとおり、入札金額による価格審査と技術力、企画力を評価する提案審査の両面から総合的に評価する「総合評価落札方式による条件付一般競争入札」により「ハーベストグループ」が落札業者となり、このグループがPFI事業を行うために設立した特別目的会社が「PFI周南市スクールランチ株式会社」でございます。

12ページをお願いします。参考として「事業概要」をお示ししております。

先ず、「1 事業内容」でございますが、（仮称）西部地区学校給食センター整備運営事業につきましては、老朽化が著しい徳山西と新南陽学校給食センター、これら2つの施設を統合し、市が所有する新南陽福川南町の約1万平方メートルの用地に新たな学校給食センターを整備、運営するものでございます。

新センターの設計、建設は、(1)にお示ししておりますとおり、契約締結の翌日から平成32年1月下旬まででございます。

そして、(2)の開業準備業務として、平成32年2月上旬から3月31日までの準備期間を設けております。

(3)センターの維持管理及び運営に関する業務として、提供食数、1日当たり最大4000食

で、下の表にあります、小学校9校、中学校5校の計14校を対象に学校給食を提供するもので、維持管理・運営期間は、平成32年4月1日から平成47年3月31日までの15年間でございます。

「2 事業方式」といたしましては、事業者が施設を設計・建設し、完成後に施設の所有権を市に移転した後、その施設の維持管理及び運営を行う、いわゆる「BTO方式」、「ビルド（建設）・トランスファー（所有権移転）・オペレート（管理運営）方式」で進めてまいります。

「3 入札の状況」でございますが、昨年8月7日に入札公告をしたところ、3者から予定価格の範囲内で応札があり、PFI事業者選定委員会による最優秀提案の選定を踏まえ、ハーベストグループを落札者として決定したものでございます。

次に、このハーベストグループが設立した、契約相手方となる「PFI周南市スクールランチ株式会社」の概要でございます。13ページをお願いいたします。

PFI事業では、落札者として決定したグループが、構成する企業からの出資により、事業目的のみを遂行するための特別目的会社を設立いたします。

この度、(3)事業内容にある（仮称）西部地区学校給食センターの設計、建設、維持管理、運営業務を行うための特別目的会社である、「PFI周南市スクールランチ株式会社」が平成30年2月5日に設立されました。

(4)の株主につきましてもハーベストグループがそのまま株主名簿に登載されており、代表企業である「ハーベスト株式会社」、そして「ハーベスト株式会社」の100パーセント出資の関連子会社で運営企業である「ハーベストネクスト株式会社」、設計・工事監理企業の「株式会社異設計コンサルタント」、建設企業の「洋林建設株式会社」、厨房設備企業の「株式会社中西製作所」、維持管理企業の「株式会社ビークルーエッセ」及び「株式会社徳山ビルサービス」、でございます。

2の「設立の経緯」でございます。

PFI事業の特別目的会社である「PFI周南市スクールランチ株式会社」の設立は、昨年8月7日に公表した入札説明書の中でも落札者が特別目的会社を設立する旨を明記するとともに、(2)にお示ししておりますとおり、本年1月10日に締結した基本協定においても設立の義務付けを定めており、これにより特別目的会社が2月5日に設立され、この度の契約締結に至っております。

14ページには、参考として（仮称）西部地区学校給食センターの位置図、15ページには「ハーベストグループ」から提案のあった平面図、16ページ、17ページには、東西南北からの立面図をお示ししております。参考までにご覧ください。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。

池永委員

このPFIスクールランチ株式会社の所在地は洋林建設内に既に事務所があって、事務員の方とかがいらっしゃるのでしょうか。

学校給食課長

PFI周南スクールランチ株式会社の所在地は、地元企業である洋林建設の所在地になります。が、PFI周南スクールランチ株式会社はいわゆる企業体のペーパーカンパニーというもので、

会議等があればその都度、各企業が参集するという形になっております。従いまして、今のところ、平和通1丁目26番地にこの会社に関する事務員がいるとかということはございません。参考までに、この福川南町に建物が完成した後は、今後は法人登記を変更して、所在地をこの平和通1丁目26番地から給食センターの所在する福川南町に移転登記をする予定になっております。

教育長

その他、何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

本日、午前中の総合教育会議の中では、概算事業費15億8,471万9千円ということでご紹介したわけですが、12ページでは、予定価格が45億1千8百万、11ページでは最終的に契約金額は48億6千万というふうに、いろいろな金額が出ておりますが、この説明を学校給食課長から説明をお願いします。

学校給食課長

午前中の総合教育会議でご説明いたしました「15億」ですが、平成28年度から平成31年度までの概算事業費でございまして、造成、調査、建物の建設までの金額がこれにあたります。今回お示しした契約金額は、建物の完成後は市がこの財産を買い戻すことからその購入費と平成32年度から平成46年度までの15年間の運営費を含めた総額が、この48億6千33万9千41円ということでご理解いただければと思います。

教育長

12ページの予定価格の金額は税抜のため、税を上乗せすると11ページの金額となるということですね。

その他、何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第5号を承認いたします。

5	報告第6号 平成30年度周南市の教育事業概要について
---	----------------------------

教育長

続いて日程第5、報告第6号「平成30年度周南市の教育事業概要について」を議題といたします。

この件については、各課から説明をお願いいたします。

まず、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

報告第6号、「平成30年度周南市の教育事業概要について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第4条第1号の規定により、「法第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務」は定例会の会議に報告しなければならないとされておりますことから、「平成30年度の周南市の教育事業概要」について、議案書の18ページ及び別冊のとおり、報告するものでございます。

今日まで、教育委員会制度改革を推し進める中であって、周南市のまちづくりの方向性、並びに、教育行政の推進のため、本市の教育行政の方向性をより分かりやすく、さらに、「教育大綱」に揚げた教育理念や基本方針を具体化するために、「周南市の教育」及び教育基本法で定める「教

育振興基本計画」の内容を「教育大綱」に加え、これを抱合したものを「新たな教育大綱」として平成29年3月に策定しております。

教育委員会では、この「新たな教育大綱」の取組の方向性を踏まえた教育行政を推進していくために、今日まで連綿と受け継がれた、周南市のまちづくりの^{いしずえ}礎を担う教育における、『不易』即ち本質的な価値と、『流行』即ち変化への対応、を見極めながら、効果的で効率的な教育行政の推進を基本に、市民への説明責任を果たしながら、学校教育と社会教育との連携・統合による生涯にわたる教育の充実と教育環境の整備に努めるために、「周南市の教育事業概要」として、昨年度より編纂したところであります。

本「教育事業概要」は、平成30年度における教育委員会各所管の重点事業やその内容をお知らせし、共有することでPDCAサイクルに沿った取組を推進し、さらには事業改善につなげていくものでございまして、特に小中学校をはじめとした教育機関で参考となるようにと作成を進めたところがございます。

それでは、別冊の「平成30年度 周南市の教育事業概要」をめくっていただきまして、1ページから2ページをお願いします。

「1はじめに」といたしまして、「平成30年度 周南市の教育事業概要」の趣旨等について説明させていただいております。

2ページをご覧ください。

「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の基本理念であります『未来（あす）に向かって“共に”育む、周南の子供』の文面を転記いたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

基本理念と5つの基本方針とそれらを具現化するための、15の推進方針を転記しておりますが、推進方向毎に記載しております課が中心となり、関係部局、関係機関等との連携を深め、それぞれの「新しい大綱」の対象施策ごとに、重点事業を進めていくことを体系的にお示しております。

4ページ以降は、教育部における、推進方向毎の、本年度における施策実現のための重点内容等を整理し、掲載しておりますので、後ほど、各担当課長から説明させていただきます。

少しとびますが、33ページをお願いいたします。

33ページから37ページにかけて、教育費予算の状況等につきまして掲載しております。これにつきましては、失礼ではございますが、書面での説明とさせていただきます。

最後に、38ページをお願いいたします。

周南市教育委員会事務局機構図を掲載する予定でございます。なおこれにつきましては、明日が人事異動の内示となっておりますので、その内容を確認したものを、正式に掲載したいと考えておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

引き続き、教育政策課から、重点施策について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

まず、課の基本方針として、大きく3点を掲げております。

3点目の「子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう教育の機会均等を図ること。」につきましては、今年度の新たな取組として掲げているところがございます。

次に、教育政策課における、教育大綱に基づく対象施策と重点事業につきましては、大綱の基本方針である「魅力ある教育の実現～信頼と期待に応える教育環境の充実・整備」に向けて取組を進めることとしております。

最初に掲載しております、小学校の改修事業についてですが、施設の老朽化に対応するための大規模改修や非構造部の改修事業等について、緊急度や優先度を勘案して、計画的に実施することにより、児童・生徒が安心して快適に学べる教育環境を整備するために、国の補正予算を含みまして、6億8,448万円を計上しております。

今年度は、施設の老朽化に対応するために、国の補正予算も活用いたしまして、前年度の当初予算比で、約3億2千万円の増、約1.9倍の事業費を計上し、重点的・積極的に事業を展開してまいります。

まず、久米小学校の児童の増加に対応するための校舎増築関連工事や、今宿小学校の外壁改修、菊川・岐山・福川南の各小学校のトイレ改修などの事業を行うとともに、勝間小学校の水道接続に伴う、現況調査及び実施設計、須磨小学校の屋体防水改修の実実施設計を行うこととしております。

また、徳山・櫛浜・沼城・桜木の各小学校に係る屋体非構造部改修の工事を実施し、従来の計画より1年間前倒しで、全ての小中学校における事業の完了を目指します。

次に5ページをお願いいたします。

次代を担う子供たちが学習に集中できる教育環境を整備するために中学校普通教室空調設備整備事業として、前年度の当初予算比で約3億5千万円の増、約19.2倍の3億6677万9千円を計上しております。

平成30年度に、いよいよ、岐陽・周陽・太華・富田・熊毛の5校の中学校に空調設備を整備するとともに、残る9校につきましても実施設計を行うこととしており、当初の事業計画より1年間前倒しで平成31年度中には全ての中学校への整備が完了できるよう、事業の積極的な進展に努めてまいります。

次に、中学校改修事業でございます。熊毛中学校の水道接続工事と、経年劣化に伴い雨漏りが発生し、早急な対応が必要となっている周陽中学校の管理特別教室棟屋根防水改修及びプールの配管改修工事を計上しております。

次に6ページをお願いいたします。

「奨学金貸付等基金事業」についてでございます。

ご承知のとおり、平成30年度から、これまでの奨学金に加え、新たに、大学等を卒業後に、本市で働き、暮らしたいという願いに応えるために、市内に3年以上住み続けた場合に返済不要となる「定住促進奨学金」を、さらに経済的な理由で特に修学が困難な学生を対象とした、返済不要の給付型「修学支援奨学金」の運用を開始いたします。

こうした、新たな制度創設の趣旨を具現化するため、家庭の経済的理由により、修学が困難な子供たちの修学機会の確保に努め、その生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう教育の機会均等を図ることで、本日の総合教育会議のテーマにもさせていただきましたが、「子供の貧困対策」に資するとともに、本市の若者定住促進対策に寄与するために、これらの取組を着実に進めてまいります。

次に、「小学校嘱託教職員経費」、「中学校嘱託教職員経費」でございます。

これは、学校管理運営を円滑に行い、教育の充実を図るために、県費の学校事務、養護教職員が配置されない小規模校へ、市費にて嘱託職員を配置するための事業でございますが、加えて、

この度、新たな取組として、「教員の働き方改革」を推進するために、教員の事務補助に携わる業務アシスタントを、モデル校として1つの小学校に1名、5つの中学校に5名配置してまいります。

教員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保し、教員がもつ専門性を遺憾なく発揮できる環境を整えることにより、児童生徒に真に必要な指導を持続的に行うことができるように、今後も、年度途中にあっても、増員を検討するなどしっかりと取り組んでまいります。

次に、7ページをお願いします。「こども議会開催事業」でございます。

今年度も、小学校6年生で行う社会科や国語科の授業を通して学んだ成果を、児童の代表が、こども議会の場で、市長へ提案・質問し、意見交換するという内容で、子供達は一連の過程を体験したところでございます。

引き続き、「学校教育との連動により深い学び」の実現を図るため、平成32年度までに市内全小学校の6年生児童の代表に、こども議会の体験をいただくとともに、学校の意見を聞きながら内容の検討を重ね、児童にとってより実りのあるこども議会となるように取り組んでまいります。

次に「小・中学校再編整備推進事業」についてですが、引き続き、地域の実情や保護者や関係者の願い等に十分に配慮しながら、継続して取組、子どもたちの十分な教育効果がえられるように、また、再編整備に対する、児童生徒の不安解消を図るための交流学习に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、教育政策課の説明をおわります。

教育長

ご質問があらうと思いますが、全課の説明が終わったところで質問をお願いいたします。

続いて、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課でございます。

8ページをご覧ください。

平成30年度生涯学習課の基本方針でございますが、上段に記載しておりますとおり、一つ目として、「学校・家庭・地域が連携して子供を見守り育てる活動を進め、主体的に行動する子供を育てることができる環境づくりに努める。」、

次に、「市民の自主的・継続的な学習活動を支援することで、生涯学習の推進に取り組む。」、

最後に、「八代のツルなど文化財の保護と活用を図り、郷土の特色ある歴史や文化の伝承を進める。」、以上の3つを掲げております。

次に、教育大綱に基づく対象施策と重点事業についてご説明いたします

まず、対象施策の「地域教育力ネットワークの拡充」についてでございますが、重点事業を「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」としております。

これは、「自ら考え、自ら判断し、主体的に行動できる子供」を育成するため、地域人材の参画により、放課後子供教室、家庭教育支援、やまぐち型地域連携教育など、学校・家庭・地域が協働して教育支援に取り組む仕組みづくりを進めることとしております。

特に平成30年度においては、「やまぐち型地域連携教育」の充実に向け、全中学校区への配置が本年度完了いたしました「統括コーディネーター」を対象とした研修会や情報交換会を企画するなど、積極的に支援を行うとともに、「放課後子供教室」を全小学校区で実施するため、人材の確保に向けた地域住民との調整を図ることとしております。

なお、事業の詳細につきましては、8ページから11ページに掲載しておりますので、そちらの方を見ていただくということで代えさせていただきたいと思っております。

12ページをご覧ください。

次の対象施策であります「生涯にわたって学習、スポーツができる環境の整備」について、重点事業として、まず、生涯学習推進事業を掲げております。

これは、平成30年度から公民館や公民館類施設が市民センターとなりますが、各市民センターをはじめとする地域の拠点を活かして、引き続き、講座や学級等を主催し、学習機会の充実を図ることで、これまでどおり地域に密着した生涯学習の推進に努めることとしております。

13ページをご覧ください。

次の重点事業でございます「学び・交流プラザ管理運営事業」でございますが、より多くの市民が生涯学習に触れる機会を提供するとともに、市内の生涯学習情報を集約し、情報誌やメールマガジン等を活用して発信することとしております。

平成30年度は、特に、主催講座を受けた受講生を対象に、更なる学びを継続して支援するとともに、自らが講座を実践することができる「人財の育成」に努めることとしております。

次の対象施策であります「文化財の保護と活用」について、重点事業として、まず、「鶴保護対策事業」を掲げております。

これは、毎年渡来するツルの生息環境整備として、地域住民やボランティアと協力して、ねぐらや餌場の保全、清掃を行うとともに、ツルの増羽を図るための取組のひとつである「保護ツルの移送・放鳥事業」の実施に向け、出水市との密接な連携と情報の共有に努めることとしております。

14ページをご覧ください。

次の重点事業であります「児玉源太郎資料調査事業」でございますが、今年度から3か年事業として、児玉源太郎に関する文献や資料の収集、所在調査、目録化等を進めており、平成30年度は、広く史料の所在確認や精査を継続しつつ、児玉源太郎と徳山の人士(じんし)との関係について、山口県文書館での調査を重点的に行うこととしております。

最後に15ページには、対象施策の「まちづくりを担うひとづくり」について掲載しております。以上で、生涯学習課の説明を終わります。

教育長

続いて、人権教育課から説明をお願いいたします。

人権教育課長

人権教育課でございます。

基本方針としまして、「山口県人権推進指針」、「周南市人権行政基本方針」を基本とし、「自由」、「平等」、「いのち」の人権尊重の視点に立って、学校、地域、企業職場のあらゆる場を通して、人権教育を推進してまいります。

次に、教育大綱に基づく対象施策と重点事業でございます。

事業につきましては、学校と地域に係るものを4事業あげております。

「1. 学校人権教育研修事業」は、幼稚園、小・中学校での研修会や講演会の支援を行います。「小・中学校人権教育担当者研修会」を5月21日に、全教職員を対象とした「学校・園人権教育研修会」を8月24日に子どもの問題をテーマに講演を開催します。

「2. 人権教育指導者研修事業」は、地域の指導者を対象とした人権ステップアップセミナー

一の開催でございます。参加者としては、人権教育推進協議会委員、人権擁護委員、民生委員児童委員、隣保館、職員、受講希望者などとなっております。30年度実施予定として、ハンセン病問題、障害者問題を学びに視察を行います。

「3. 人権教育講座運営事業」は、人権の基礎講座として市民センター等で開催するものです。30年度は、午後の人権課題として、「性同一性障害の問題」を取り上げ、外部講師による講座を10月11日に行います。

「4. 地域人権教育推進事業」は、人権教育推進協議会の運営では、年2回協議会を開催します。平成30年4月1日より新委員となります。また、地域人権教育連絡協議会を年2回開催します。さらに、市内を10のブロックに分け、市民センターを事務局とし、ブロック人権教育推進協議会において、人権講演会を地域で開催しています。人権教育課では、この活動の支援をしております。ブロックと地区割りについては、表のとおりです。29年度の実績は、15回開催、4,170名の参加となっております。以上、でございます。

教育長

続いて、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

続きまして、学校教育課から、重点施策について説明いたします。

19ページをお願いいたします。

学校教育課の基本方針として、教育大綱の基本理念である「未来（あす）に向かって”共に”育む、周南の子供」の実現に向けて、児童生徒一人ひとりの特性や能力を伸ばし、「生きる力」をより一層育むとともに、周南市の未来（あす）を拓き、担う子供たちを育てるための教育を着実に進めるために、学校への指導や支援並びに教育環境の整備・充実等に努めることを掲げております。

教育大綱に基づく基本方針である、「地域と“共に”ある周南教育の推進～コミュニティ・スクールの充実～」、「「ふるさと周南」の未来（あす）を担う人材の育成～道徳教育や幼児教育の充実を柱とした「豊かな心」の育成～」、

20ページにうつりまして、「『生きる力』を育む教育の実現～「確かな学力」、「健やかな体」の育成～」、「魅力ある教育の実現～信頼と期待に応える教育環境の充実・整備～」の4点を基本に、学校教育課では推進方向に沿って施策を進めることとしております。

次に21ページを御覧ください。重点施策と致しまして、まず、英語教育推進事業です。平成32年度からの小学校新学習指導要領の全面実施に向け、平成30年度は、外国語活動の学習対象学年の範囲拡大、学習時間数の増加に対し、外国語指導助手を8名から11名に増員して配置します。今後も、英語教育及び外国語活動の推進・向上を図り、国際理解教育の推進やグローバルな視点をもった人材の育成に取り組んでまいります。

次に、下半分にある小学校教材教具費等及び中学校教材教具費等についてです。子供たちの主体的・協働的な学習を支援するため、タブレット型情報端末を小・中学校に昨年度に引き続き導入を進め、校内無線LANの整備をいたします。平成30年度で市内全ての小中学校で導入が完了いたします。あわせて授業での有効活用や授業の質を高めるための研修実施し、職員の資質向上も図って参ります。

23ページを御覧ください。充実した学校生活サポート事業です。

昨年度に引き続き、コンビナート企業や水素学習室、回天記念館など地域の特性や人材を活か

すなど、特色ある学校づくりを推進し、また体験活動を実施することにより充実した教育活動を引き続き展開して参ります。

次に、24ページのコミュニティ・スクール事業です。

保護者及び地域住民等の学校運営への参画や学校運営への支援・協力の促進を図り、引き続き「地域と共にある学校づくり」をすすめてまいります。

下段、教育支援センター事業につきましては、これまでの「適応指導教室事業」から事業名を改めまして、今後も学校や関係機関と情報共有を図りながら、不登校あるいはその傾向にある児童生徒を、適切に指導・支援することを通して、より生活意欲の向上を図り、不登校状態の改善をめざしてまいります。

25ページです。生活指導推進事業におきましては、特別支援教育の視点に立ち、児童生徒一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた指導や支援を実施するため、介助員や生活指導員を配置し、多様な学び、きめ細かな指導に努めてまいります。

次に、教職員研修推進事業につきましては、教職員で構成される校長会や教頭会、各種研修関係の団体の研修活動や協議活動への補助等を行い、教職員の資質向上に努め、教育の充実を図ります。

また、キャリアステージに応じた教職員の研修を行い、授業力や学級経営力等、若手教職員に求められる力の育成をめざすとともに、中堅やベテランの教職員及び管理職の学校管理、学校運営に係る資質能力の向上を図ってまいります。

最後に26ページの学校図書館活用推進事業では、児童生徒の豊かな表現力や想像力、生きがい感などを育成するため、経験豊富な学校図書館司書9名、学校図書館指導員16名を各校に配置し、学校図書館を有効活用した読書活動の充実を図り、豊かな心の教育を目指して参ります。

以上で、学校教育課の説明を終わります。

教育長

続いて、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

次に学校給食課所管の重点事業についてご説明いたします。

27ページをお願いいたします。

基本方針は「徹底した衛生管理のもと、健康の増進や体位の向上など心身の健康な発達に資する、安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。また、学校給食を生きた教材として活用し、学校における食育の推進を図ります。」とし、教育大綱の推進方向に沿ったものでございます。

平成30年度における学校給食課の重点事業は2事業であります。

先ず一点目の事業は「(仮称)西部地区学校給食センター建設事業」です。

(仮称)西部地区学校給食センターの整備運営は、平成32年度の供用開始に向け、設計、建設から維持管理、運営に至るまで、民間の資金とノウハウを活用する「PFI方式」で進めております。

平成29年度はPFIアドバイザーによる専門的な支援をいただきながら、実施主体となるPFI事業者を選定し、本年3月にはPFI事業者と設計、建設、そして、平成46年度までの運営管理業務に係る総額約48億6千万円の事業契約の締結に至ったところです。

平成30年度のポイントといたしましては、PFI事業者による基本設計、実施設計が始まり、予定どおりに進みますと、平成30年12月頃には建設工事に着手いたします。

そして、これらの契約内容が適切に履行されているかをコンサルタント業者に委託、支援をいただきながら、事業のモニタリングを実施するもので、この委託に係る事業費が「事業名」の「予算額」のところに記載しています、1, 202万1千円でございます。

スケジュールについては、27ページ下の「事業実績及び年次計画」をご覧ください。

平成30年度から平成31年度にかけて設計・建設、そして、平成32年度からの供用開始に向けて進めていく訳でございますが、ただ今申しました平成30年度からのモニタリング業務につきましては、コンサルタント業者の支援を受けながら、平成34年度までは実施していく予定です。

28ページをお願いします。

一番上の表には、対象となる小学校9校、中学校5校の計14校をお示ししています。また、その下にはイメージ図2点をお示ししていますので、参考までにご覧ください。

29ページをお願いいたします。

もう一点の重点事業は「防災給食提供事業」でございます。これは事業内容にありますとおり、備蓄用非常食を活用した防災給食を実施するものでございます。

平成30年度のポイントといたしましては、徳山西及び住吉センター管内で、3,800食の備蓄用非常食を提供し、防災給食を実施する予定であり、これらを通じて児童生徒の防災意識の向上につながればと考えております。

「事業実績及び年次計画」にありますとおり、試行として始まった平成28年度以降、年次計画により市内全域で進めていくこととしています。

事業費は「事業名」の「予算額」のところに記載しています、備蓄用非常食の購入費、90万円で、前年度と同額でございます。

一番下の囲みの欄には、今年度に提供した「救給根菜汁」と、平成28年度に提供した「アルファ化米」の概要をお示ししていますので、参考までにご覧ください。

以上が、平成30年度、学校給食課所管の重点事業でございます。

教育長

最後に、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、図書館に関するものについて、ご説明いたします。

30ページをご覧ください。

お陰様で、2月3日に開館しました徳山駅前図書館が、大変好評を博しており、開館以来、予想をはるかに超える来館者にお越しいただいております。

これを踏まえ、基本方針に掲げておりますとおり、既存の5館におきましては、それぞれの地域の「知の拠点」として、多岐にわたる利用者からのレファレンスに対応できるようこれまで同様、郷土資料の収集などにも努めるとともに、新たに整備した徳山駅前図書館においては、「知の広場」として、「人が集い楽しむこのまちの賑わいと交流の場」の創出を図ってまいります。

そうした中で、市内6つの図書館が、しっかりと連携を図り、徳山駅前図書館の開館による相乗効果を高めていきたいと考えております。

重点事業としましては、大きく4つの柱を中心に取り組んでまいります。

1つ目は、中央図書館の耐震改修工事ですが、平成26年度に第2次耐震診断を実施した結果、Is値が0.38で耐震改修が必要との結果が出たことにより、平成28年度に補強計画及び実施設計を行いました。

そして、いよいよ平成30年度に耐震改修工事を実施します。工期としましては、利用者の多い夏休みが終了した9月から半年間を見込んでおり、来年3月のリニューアルオープンを目指しております。その間、休館にいたしますが、資料の予約受付は引き続き行い、他館を窓口として貸出・返却ができるようにいたします。

31ページをご覧ください。

2つ目は、図書館管理運営費の中でも、平成26年度に策定しました「第二次周南市子供読書活動推進計画」が、この5年計画の最終年を迎えることから、過去4年間の活動状況を踏まえ、目標達成に向けて、さらなる推進を図るとともに、新たに「第三次周南市子供読書活動推進計画」の策定に着手します。

特に、「うちどくコンテスト」は引き続き開催し、家庭での読書習慣の定着に努め、子供だけでなく、家族みんなで本に親しむ環境づくりを推進してまいります。

また、学校図書館とも連携を密にし、調べ学習用資料等の提供の質の向上や司書・指導員さんへの支援を通じて、子供が自発的な読書活動を習慣とするように努めてまいります。

さらに、先程ご説明しました中央図書館の耐震改修工事の休館中に、中央図書館の図書分類を約40年ぶりに日本十進分類法、いわゆるNDC分類の8版から最新版の新訂10版に改訂し、利用者が求める資料が探しやすい排架を実施いたします。

3つ目は、図書館資料購入ですが、特に、平成29年度に子供たちの読書活動等のためにという指定寄附としてふるさと納税寄附1千万円をいただきましたので、徳山駅前図書館及び中央図書館に児童書をはじめ、知育玩具や知育遊具等を整備し、幼児・児童の利用者増加を図ります。

4つ目は、図書館システム管理運営費ですが、徳山駅前図書館の開館に伴い、新たに設置した端末機やセキュリティゲート等のハードウェア及び図書館システムのバージョンアップや新たなシステム構築等のソフトウェアに係るリース料・保守料が1年分となり増額となっておりますが、市内6館で、共通の図書館システムを運用することにより、業務の効率化や資料の適正管理に努めます。

特に、多様化する利用者の要望に対応するため、現在提供している3種類のオンライン蔵書目録、いわゆる「OPAC」のうち、「Sp-OPAC」の周知を図ることで、資料の予約・検索・メール通知等の受信がスマートフォンでできることを知っていただき、利便性の向上に努めます。

以上の4つの柱を中心に「読書が育むひとづくり・まちづくり」を推進してまいります。

以上で、図書館の説明を終わります。

教育長

はい、各課からご説明いただきましたが、ご質問ございませんか。

池永委員

人権教育のところをお願いがございます。16ページの「近年、教員の子供に対する行き過ぎた言動が、マスコミ等で話題になっていることから、教員の発する言葉の重みをテーマにした講演を行います。」とありますが、これは是非やっていただきたいと思うのですが、それに加えてですね、教職員間の言葉があまりふさわしくない例もあります。子供も聞いてます。パワハラではないと思うのですが、夫婦が大ゲンカするような言葉、罵倒するような言葉とかですね、教員の中にもあります。どのような職場にもあるかもしれませんが、学校という場所において、教員はそういう言葉を子供の前で発してほしくないですね、子供の前だけではないですが。そういうことを踏まえたような講演をやっていただきたいと思います。

教育長

その他、ご質問ございませんか。

大野委員

7ページのこども議会のことで、内容そのものではないのですが、子供たちの提案に対して、人によって答え方がまちまちで、大人の議員さんに言われるような言い方が多少あったのもう少し子供目線でお答えいただくとありがたいですねという意見が入ってきましたので、お願いできればと思います。

片山委員

今、大野委員が言われたこども議会で、子供たちがいろんな提言、発言、質問したりしてますが、「政策に反映できるよう努めます」と説明では記載されていますが、過去の子供たちの提言の中で、これは面白いからやってみようということによって反映されたものがあつたのであれば紹介をしていただけないでしょうか。

教育政策課主幹

28年度の政策に対しましては、「いろいろな看板をつけてほしい」という提案に対してすぐに設置の対応をしたり、「イベントの内容についていろいろな人の意見をきいてほしい」という提案に対してはお祭り等のイベントでアンケートを配布したりとか、徳山駅の南の港に向かうところにあるコンクリートの壁にイラストを描いてほしいということに対してすぐに実現したりとか、実現できることについては、所管課の方ですぐに対応させていただきました。昨年度は提案のあつたことに対しても関係所管課の方に整理してお示しして、できる政策だとか、実現できること、やったこと、今後やっていきたいことについて集約をして、学校の方にも報告しております。今年度につきましても、ご提案いただいたことに対して所管課の意見をお聞きしながら、できること、やったことなどを集約して学校に報告したいと考えております。

片山委員

子供たちから出していただいた提案なので、少しでも反映していただければと思います。

教育長

昨年でしたか、公園の看板が見にくいということで、すぐに書き直すなどの対応もありました。

松田委員

確認なのですが、4ページで先ほど補正予算の説明がありましたが、小学校改修事業の予算額は補正前のものでしょうか。

教育政策課長

掲載された金額は、当初予算に平成30年度補正予算と平成29年度繰越額を合わせた金額となっております。なお、総合教育会議の資料では約7億円とありましたが、小学校と中学校の改修事業の合計になります。

教育部長

補足でございますが、本日お配りしています事業概要ですが、特に最終ページの組織体制等に関しましては、明日、人事異動等の内示を予定しております。その中で組織の形も変わってこようかと思っております。名称等も今は私どもの想定している範囲で記載しているため、他の記載事項も含めまして責任を持って発刊までには私どもの方で変更させていただくという前提をご承認をお願いできたらと思います。

教育長

その他、ご質問よろしいでしょうか。

それでは、報告第6号を承認いたします。

6	議案第11号 周南市いじめ防止基本方針の改定について
---	----------------------------

教育長

続いて日程第6、議案第11号「周南市いじめ防止基本方針の改定について」を議題といたします。

この件については、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課

それでは、議案第11号「周南市いじめ防止基本方針の改定について」を説明いたします。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第1号によるものでございます。

お手元に「周南市いじめ防止基本方針（案）」をお示ししておりますので、そちらをご覧ください。

初めに、「周南市いじめ防止基本方針」の改定について、経緯を説明させていただきます。平成25年に公布・施行された「いじめ防止対策推進法」の附則に、「いじめ防止等のための対策については、施行後3年を目途に、必要な措置が講じられるものとする」と示されています。

その附則の規定を踏まえまして、平成29年3月に、国による「いじめの防止等のための基本的な方針の改定、重大事態の調査に関するガイドラインの策定」が行われました。この国の改定に沿って、山口県では、県の実情やこれまでのいじめ対策等の取組を踏まえて、平成29年12月に、「山口県いじめ防止基本方針」が改定されました。

周南市といたしましても、国及び県の改定の趣旨を踏まえ、この度、「周南市いじめ防止基本方針」を改定し、学校、家庭、地域に周知し、いじめ防止対策に係る取組の一層の推進を図りたいと考えております。

それでは、主な改定点を紹介いたします。

まず、3ページをお開きください。[4いじめの認知]の3番目の○のところですが、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断することになりました。

次に、6ページをお開きください。「(1)学校基本方針策定」の「②具体的内容」の5番目の○のところですが、学校におけるいじめ防止等のための取組を学校評価項目に位置づけ、達成状況を評価し、取組の改善を図ることに改定されております。

続いて8ページをお開きください。上から6番目の○のところ、指導上の配慮が必要な児童生徒として、黒点が4つありますが、「発達障害を含む、障害のある児童生徒」、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒」、「性同一性障害や性的指向に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原発事故により避難している児童生徒」と、具体的に取り上げ、当該児童生徒には細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組むことを求めています。

次に、9ページをお開きください。上から3番目の○のところになりますが、山口県の高校生が列車に飛び込み亡くなった事案がありましたが、その中でも「いじり」と言う言葉がよく使わ

れております。この「いじり」と言われる行為についても、けんかやふざけあいと同様に、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することになりました。

続いて、同じページ一番下の〔(4) いじめの解消〕についてです。この度の改定でいじめの解消の定義というものが明確化され、10ページに示してある「①いじめが止んでいる状態がおおむね3か月継続すること」、それから、「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」、この2つの要件が満たされていることにより、いじめが解消したと判断することになりました。

このように、「いじめ対策推進法」が出来た当時には、想定されていなかった新しいいじめへの対策をはじめ、いじめ及びいじめ解消の定義の変更、教員が一人で事案を抱え込まず組織的に対応することの大切さなど、多くのポイントを今回の改定では盛り込まれております。

今回の教育委員会議を経まして、市長部局とも共有し、市長決裁の後、新しい「周南市いじめ防止基本方針」のもとでスタートを切りたいと考えております。ご協議の程、よろしくお願い申し上げます。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。

池永委員

目次のところで、「第2 2 (2) 学校委員会の役割」とありますが、学校委員会とは何かというのは後を読めばわかるのですが、正式名称は「学校いじめ防止対策委員会」と思うのですが、目次のところでその辺がわかるようにしていただけたらいいかと思うのですが。

前回の「周南市いじめ防止基本方針」には「学校委員会」という名称は目次には無かったと思います。

学校教育課長

正式な名称は、「学校いじめ防止対策委員会」ということで、2ページにお示ししていますが、修正する方向で検討します。

教育長

ありがとうございました。他にご質問ございませんか。

大野委員

8ページで、6つ目の項目で、「海外から帰国した児童生徒、外国人の児童生徒、又は、外国人の保護者をもつ児童生徒」ですが、日本人として生まれたハーフの子供がいらっしゃると思うのですが、これに該当すると考えてよろしいでしょうか。

学校教育課長

外国人の子供たちとは外国人の保護者がいるということなのでおそらく該当すると思います。

池永委員

2ページの3行目ですが、「協議会は、学校教育関係者、社会教育関係者、行政関係者の内から選任した委員で組織する。」と記載されていてよくわかります。前の方針では合計で何人くらいという人数が規定されていたと思うのですが、今回の改定では人数の規定が無いのか、前回程度の人数を想定しているのでしょうか。

学校教育課長

前は20人前後であったと認識していますが、その人数をベースに選任したいと考えております。

教育長

逆に人数にあまりとらわれないでという思いがあります。ただ、今、課長が説明したとおり、大体20人程度を想定しています。

その他、ご質問ありませんか。

片山委員

10ページのところの「①いじめに係る行為が止んでいること」で期間が少なくとも3か月を目安と書いているのですが、期間が示されているということは、先生を中心に、いじめの状況が発見から止んでいるという状況を細かいチェックといいますか、気をつけておかないと止んでいるという判断は難しいのではと思いました。

学校教育課長

委員が言われましたとおり、表面的に見える部分と中々見えない部分がありますので、教育相談といいますか個人面談を子供としたりとか、あるいは複数の先生で様子を見たりとかして確実に把握するように学校の中でも十分協議をしていくということで進めてまいる予定にしております。

教育長

加害生徒、被害生徒で以後無いようにと握手を交わしてですね、これで収束したんだととかく思いがちだけれども、そんな簡単なものではないだろうと。その後も、やはり3か月くらいの目安の中でしっかりと状況を把握し、被害を受けた生徒が引き続き心に痛みを感じているということがあれば、注意していかなければならない。安易にいじめという行為が終わったんだという認識をすることなかれというのがこの趣旨だと思います。

その他、ご質問はございませんか。

それでは、議案第11号を決定いたします。

7	議案第12号 周南市ホール施設 施設分類別計画の策定について
---	--------------------------------

教育長

続いて日程第7、議案第12号「周南市ホール施設 施設分類別計画の策定について」を議題といたします。

この件については、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第12号「周南市ホール施設 施設分類別計画の策定について」ご説明いたします。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第8号によるものです。

本件は、別冊としております「周南市ホール施設 施設分類別計画（素案）」に基づきご説明いたします。

このたびの計画では、当課が所管する学び・交流プラザの多目的ホール、新南陽ふれあいセンターの多目的ホール、鹿野公民館の講堂の3施設を対象としております。

5ページから10ページをご覧ください。ここでは、施設の現状と課題をお示ししております。

まず、平成27年に建設した学び・交流プラザの多目的ホールは約300席の可動席を採用しており、講演会やイベントをはじめ、軽運動やレクリエーションにも使用できる施設で、地域住民に加え市外の方にも多く利用いただいております、平成28年度の稼働率は61.6%と高い状態にあります。

次に、平成2年に建設した新南陽ふれあいセンターの多目的ホールは、約900席の可動席を採用しており、比較的大きな講演会や発表会をはじめ、スポーツや地域団体の交流会に利用されております。また、学び・交流プラザの多目的ホールと同様に、地域住民に加え市外の方にも多くご利用いただいております。平成28年度の稼働率は64.9%と高い状態にあります。

また、築後30年近く経過していることから、空調やエレベーターなどの設備の修繕や改修工事を行い、適切な維持管理に努めております。

最後に鹿野公民館の講堂でございます。

昭和42年に建設した同施設は約300席の固定席を採用しております。利用状況については、地理的環境から、主に鹿野地区住民の利用にとどまっており、平成28年度の稼働率は3.7%と低く、市民劇団の練習や公演、地域の講演会での利用となっております。

築後50年を経過しておりますことから、老朽化が著しく、耐震基準は満たしておりません。また、講堂が施設の2階に位置しているもののエレベーターは未設置であり、バリアフリーの面でも課題となっております

次に14ページをご覧ください。

これらの現状と課題を踏まえ、一次評価を行った結果について、お示ししておりますとおり、「今後検討をすべき建物の方向性」について、学び・交流プラザの多目的ホールと新南陽ふれあいセンターの多目的ホールは、「受益者負担の見直し」、鹿野公民館講堂については、「複合化(集約化 共用化)」、「受益者負担の見直し」としております。

また、取組の優先度ですが、学び・交流プラザの多目的ホールと新南陽ふれあいセンターの多目的ホールについては、優先度が最も低いC評価で、鹿野公民館講堂については、優先度が最も高いA評価としております。

次に15ページをご覧ください。

以上、これまでの分析結果を踏まえ、各施設の今後の対応についてお示ししております。

学び・交流プラザ及び新南陽ふれあいセンターは、

「ホールも含め現行の耐震性を有する施設であり、必要なメンテナンスを行って施設の長寿命化を図る。ホール機能を維持するためには、現在の可動客席設備や舞台運営に必要な特殊な設備について、適切な維持管理及び計画的な改修を行うことが必要である。

現在、両施設のホールの稼働率はいずれも60%を超えており、一次評価結果との総合的判断から現状維持が適切と考える。また、受益者負担の見直しについては、全庁的な検討と併せて進める。」

また、鹿野公民館講堂については、

「建築後50年を経過し、かつ現行の耐震基準を満たしていないが、周辺に同等のホール機能を有する施設がないことから、当面必要な維持補修を行いつつ、施設の活用に努める。

今後は、鹿野総合支所の整備に合わせてコアプラザかへの移転する方向で調整するなど、代替機能の在り方について議論を深めていく。」

としております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号を決定いたします。

教育長

続いて日程第 8、議案第 13 号「周南市民俗資料展示施設 施設分類別計画の策定について」を議題といたします。

この件についても、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第 13 号「周南市民俗資料展示施設 施設分類別計画の策定について」ご説明いたします。提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第 2 条第 8 号によるものです。

本件は、別冊としております「周南市民俗資料展示施設 施設分類別計画（素案）」に基づきご説明いたします。

このたびの計画では、当課が所管する新南陽民俗資料展示室、熊毛歴史展示室、鹿野民俗資料展示室の三施設を対象としております。

3 ページから 5 ページをご覧ください。

この 3 施設の現状と課題についてお示しております。まず、旧福川幼稚園を利用して、平成 12 年度に開設しました新南陽民俗資料展示室でございます。築後 45 年を経過した建物であることから、外壁等の損傷が激しく、特に近年の著しい雨漏りにより受け入れが困難となったことから、平成 28 年 4 月から現施設は休館とし、隣接する福川小学校の余裕教室を一時的に利用して資料の一部を展示することにより、市内小学校の学習活動に対応しております。引き続き文化財保護の機運を醸成するとともに、郷土学習に資する施設として、新たな開設場所の確保が喫緊の課題であります。

次に、熊毛歴史展示室でございますが、平成 21 年に新築した熊毛図書館の一面にあり、駐車場も広く、見学者の利便性は非常に高いと考えております。また、追迫遺跡の出土品や徳修館に祀られている孔子とその弟子の木主など、熊毛の歴史に特化した展示内容で開設しております。

最後に、鹿野民俗資料展示室でございますが、平成 5 年に新築したエレベーター完備の鹿野図書館の 2 階にあります。学校やコアプラザかのかからも近く、近隣の駐車場も利用できることから、見学者の利便性は高いと考えております。

また、小谷遺跡の出土品や、林業に関する道具など、鹿野地域に特化したものを中心に展示しております。

次に 10 ページをご覧ください。

これらの現状と課題を踏まえ、一次評価を行った結果をお示ししております。今後検討をすべき建物の方向性については、新南陽民俗資料展示室、熊毛歴史展示室、鹿野民俗資料展示室の 3 施設ともに「継続利用（現状維持）」とし、取組の優先度については、新南陽民俗資料展示室は B 評価、鹿野民俗資料展示室と熊毛歴史展示室については C 評価としております。

次に 11 ページをご覧ください。

以上、これまでの分析結果を踏まえ、各施設の今後の対応についてお示ししております。

民俗資料展示施設は、

「実物資料を展示し、テーマを定めた企画展示等を行うことにより、先人の知恵や工夫を学び、郷土への愛着を深める教育施設として有益と考える。

こうしたことから、新南陽民俗資料展示室は、早期の再開に向け、平成30年度末を目途に、遊休施設の活用による新たな展示施設の確保に努める。

また、熊毛歴史展示室及び鹿野民俗資料展示室は、現行の図書館スペースを活用し、引き続きそれぞれの地域にゆかりのある歴史や民俗に関する資料を中心に展示するとともに、展示の工夫等により各地域の特色ある施設運営に努める。

なお、各施設などで展示・保管している民俗資料について、重複する資料を整理するなど、効果的な収集・保管に努める。」

としております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

池永委員

新南陽民俗資料展示室は目途がたちましたか。

生涯学習課長

最終決定はいただいておりませんが、近隣の施設を利用したいということで、現在、最終調整をさせていただいております。

教育長

他にご質問ございませんか、よろしいでしょうか。

それでは、議案第13号を決定いたします。

9	議案第14号 山田家本屋及び徳修館 施設分類別計画の策定について
---	----------------------------------

教育長

続いて日程第9、議案第14号「山田家本屋及び徳修館 施設分類別計画の策定について」を議題といたします。

この件については、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第14号「山田家本屋及び徳修館 施設分類別計画の策定について（素案）」ご説明いたします。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第8号によるものです。

本件は、別冊としております「山田家本屋及び徳修館 施設分類別計画（素案）」に基づきご説明いたします。

まず3ページをご覧ください。

ここでは、県指定の文化財である山田家本屋及び徳修館の現状と課題をお示しております。

まず、山田家本屋は、平成15年に茅葺屋根に戻したうえで現在の場所へ移築復元し、湯野地区の観光ポイントのひとつとして、平成28年度には1704人に来館いただいております。また、築後14年の経過により、門の老朽化に伴う修繕を行ったほか、茅葺屋根であるが故、近い将来の葺き替えなど維持管理に要する経費が必要となります。

次に徳修館でございますが、江戸時代に三丘地区を治めていた^{ししど}宍戸氏により創設された^{ごうこう}郷校で、1846年に現在の場所に建設され、平成3～4年の半解体修理を経て現在に至っております。

もともと幕末期の木造建築物であることから、経年による施設全体の劣化は進んでおり、今後、適切なメンテナンスを行う必要があります。

また、両施設ともに、有形文化財として山口県の文化財指定を受けている貴重な建築物であり、後世に郷土の歴史を伝承していくため、適切に管理し、保存していく必要があります。

次に9ページをご覧ください。

これらの現状と課題を踏まえ、一次評価を行った結果をお示ししておりますが、山田家本屋、徳修館の2施設ともに、継続利用（現状維持）としております。

また、取組の優先度ですが、山田家本屋については、移築の経緯はあるものの両施設ともに50年以上経過していることから、優先度の評価は最も高いA評価としております。

次に10ページをご覧ください。

これまでの現状と課題、分析結果を踏まえまして、各施設の今後の対応について、お示ししております。

山田家本屋及び徳修館は、

「それぞれ湯野地区及び三丘地区の歴史に根差した本市所有の山口県指定有形文化財であることから、市民に対して広く公開することによって文化財としての価値を周知するとともに、文化財に対する愛護の精神を啓発するなど、文化財保護活動を実践する必要がある。

そのためにも、文化財としての価値を損なうことがないように、引き続き施設の適切な維持管理と地元の保存団体等との連携による効果的な運営に努める。」

としております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第14号を決定いたします。

10	議案第15号 周南市八代鶴保護センター 施設分類別計画の策定について
----	------------------------------------

教育長

続いて日程第10、議案第15号「周南市八代鶴保護センター 施設分類別計画の策定について」を議題といたします。

この件についても、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第15号「周南市八代鶴保護センター 施設分類別計画の策定について」ご説明いたします。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第8号によるものです。

本件は、別冊としております「周南市八代鶴保護センター 施設分類別計画（素案）」に基づきご説明いたします。

まず3ページをご覧ください。

ここでは八代鶴保護センターの現状と課題について、お示しておりますが、特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」におけるナベヅル保護のため、傷病ツルの治療や保護ツルの放鳥な

どのために、国庫補助を受け、平成14年度から整備を開始し平成18年度に完成した保護ツル飼育施設です。

この施設は、一般的な公共施設と異なり関係者以外の立ち入りを禁じて一般市民の利用や見学を行わず、保護されたツルを放鳥までの一定の期間、飼育することを目的としています。

なお、出水市から移送されたツルがない場合も、八代及び県内外において保護され治療が必要とされる野鶴の受け入れ先としての役割も有しており、常に使用可能な状態として維持する必要があります。

参考までに、保護ツルの移送放鳥事業でございますが、平成18年度から合計23羽を出水市から移送し、8回15羽を放鳥しており、現在6羽のツルを飼育中でございます。2羽ほど差がございますが、飼育中に死亡したということでございます。

次に8ページをご覧ください。

こうした現状と課題を踏まえ、一次評価を行った結果をお示ししておりますが、今後検討をすべき建物の方向性については、「継続利用（現状維持）」とし、取組の優先度については、C評価としております。

次に9ページをご覧ください。

以上、現状と課題、それを踏まえた分析結果に基づいて、各施設の今後の対応についてお示ししております。

八代鶴保護センターは、

「八代地区及び県内外において保護され治療が必要とされる傷病ツルの治療をはじめ、特別天然記念物であるナベヅルの渡来数回復に向けた取組のひとつである出水市から移送される保護ツルの放鳥事業を進めるために設置したツル飼育施設である。

こうしたことから、本市が取り組む文化財保護に係る国庫補助事業である鶴保護対策事業を推進するために必要不可欠な施設である。

以上のことを踏まえ、引き続き効果的な運営に努めるとともに、保護ツル飼育のために必要なメンテナンスを適宜行い、施設の長寿命化を図る。」

としております。

以上、説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第15号を決定いたします。

11	議案第16号 周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定について
----	-------------------------------------

教育長

続いて日程第11、議案第16号「周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件については、教育政策課から説明をお願いいたします。

学校教育課

議案第17号 周南市教職員住宅貸付規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。議案書の24ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第11号の規定により、「教育委員会規則の制定又は改廃に関すること」は、教育委員会の権限とされておりますことからお諮りするものでございます。

教職員住宅に関しましては、「周南市教職員住宅及び教育長住宅施設分類別計画」を教育委員会会議や市議会常任委員会での審議等を経て、平成28年1月に策定しております。

本日、説明用に追加資料を配付させていただいておりますのでご覧いただきたくお願いいたします。

この計画に基づき、当初の57戸の教職員住宅のうち、「用途廃止」の方向性を示した住宅について、平成28年11月に23戸を、平成29年3月には、24戸の用途廃止をする旨の規則改正のご決定をいただいております。

それでは、議案書26ページの新旧対照表を併せてご覧ください。

本議案は、残る10戸の内、借地でありました都濃地区教職員住宅の21番から24番までの4戸につきまして、住宅の解体等を終了し、土地賃貸借契約を解除するための諸準備が整いましたので、用途廃止手続きを行うものであります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第16号を決定いたします。

12	議案第17号 周南市文化財の指定について
----	----------------------

教育長

続いて日程第12、議案第17号「周南市文化財の指定について」を議題といたします。

この件については、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第17号 「周南市文化財の指定について」ご説明いたします。

提案理由は「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第18号によるものです。

28ページ以降をご覧ください。

本件は、漢陽寺所蔵の「鉄造茶釜」について、周南市文化財保護条例第4条に基づき、平成30年3月13日に開催した周南市文化財審議会に諮問いたしましたところ、市文化財への指定を適当とする旨の答申がありましたので、このたび周南市文化財に指定しようとするものでございます。

本物件の概要について、別添「調書」に基づいてご説明いたします。

議案書の30～32ページになります。

名称は「鉄造茶釜」、員数は「一口(ひとくち)」です。

所在の場所は「周南市大字鹿野上2872番地 漢陽寺」で、

所有者は「宗教法人 漢陽寺」です。

素材は「鉄」、製法は「鋳造」で、蓋を伴う大型の「真形釜(しんなりがま)」という形態です。また胴部には阿吽(あうん)の龍が描かれています。

法量(ほうりょう)は、蓋ふたの高さ4.5cm、蓋ふたの直径21.0cm、身の高さ28.4cm、口径20.5cm、最大径39.2cmです。

34ページから39ページまで実物の写真を掲載しております。製作者については、史料が残っていないため詳しいことはわかりませんが、周防・長門の守護大名であった大内氏と関係の深い漢陽寺に伝わっており、また、大内氏が筑前芦屋(ちくぜんあしや)の鋳物師(いもじ)を庇護(ひご)してきたことから、芦屋鋳物師(あしやいもじ)の作と考えられます。

また、制作年代については、胴部に描かれた龍の意匠を、芦屋鋳物師(あしやいもじ)の他の作例と比較して、室町時代後期、16世紀頃と考えられます。

この「鉄造茶釜てつぞうちやがま」は、

(1) 本体制作時の蓋ふたが現存しており貴重であること、(2) 室町時代に製作されたものとして状態が良好であること、(3) 芦屋鋳物師(あしやいもじ)による茶釜は現存数が少なく、研究するうえで重要であること、(4) 周南市を代表する金工品(きんこうひん)のひとつとして高く評価できること、

などから、市指定文化財とすることが適当との答申をいただいたところございます。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第17号を決定いたします。

13	議案第18号 周南市教育集会所施設分類別計画の策定について
----	-------------------------------

教育長

続いて日程第13、議案第18号「周南市教育集会所施設分類別計画の策定について」を議題といたします。

この件については、人権教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課

議案第18号「周南市教育集会所 施設分類別計画の策定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第8号の規定によるものでございます。

別冊の「周南市教育集会所施設分類別計画(素案)」をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

教育集会所は、地域住民に対する社会教育活動の充実に図り、社会福祉の向上と人権教育・啓発に資することを目的とした施設であり、周南市教育集会所条例を定め、教育委員会が管理運営をおこなっています。

2ページをご覧ください。

教育集会所は、御山集会所、西殿木原集会所、平井集会所、明石集会所の4施設で、3ページが、位置図となっております。

4ページをご覧ください。

西殿木原集会所が昭和39年、御山集会所が昭和52年、平井集会所と明石集会所が昭和54年の建築で、すべての施設が築30年以上を経過していることから老朽化が進んでおり、雨漏り

や床の劣化等、修繕・補修が必要な状態にあります。

6ページをご覧ください。

教育集会所は、人権問題について理解を深める社会教育活動や地域住民の自主的、組織的な教育活動の場として子ども会活動や自治会の集まり、各種講座や軽運動など、社会教育施設としての機能を果たしてきましたが、建物の老朽化も進んでおり、利用者も年々減少しています。

10ページをご覧ください。

第6章では個別施設の一時評価の結果が出ておりますが、4つの施設とも「継続利用」で、取組の優先度は、西殿木原集会所はA、その他はBとなっております。今後の施設の方向性でございますが、「地域の社会教育活動の場として重要な役割を果たしていることから、今後も継続利用とします。また、教育集会所の管理については、鍵の管理、施設の点検等を地元へ委託し、教育委員会においては、必要な最小限の修繕や施設点検を行うことで引き続き施設運営を行います。大規模な修繕等が発生した場合は、地元自治会と協議の上、近隣の公共施設の利活用を含めて検討します。」としています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第18号を決定いたします。

14	議案第19号 周南市立図書館施設分類別計画の策定について
----	------------------------------

教育長

続いて日程第14、議案第19号「周南市立図書館施設分類別計画の策定について」を議題といたします。

この件については、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

議案第19号「周南市立図書館施設分類別計画の策定について」を説明いたします。議案書は、その2の2ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第8号によるものでございます。

別冊の「周南市立図書館施設分類別計画（素案）」をご覧ください。

この計画は、「公共施設再配置計画」に基づく施設分類別計画として、周南市立図書館の今後の方針を定めるものでございます。

まず、表紙にありますとおり、2月3日に開館しました徳山駅前図書館を含め、市内に6つの図書館があります。

それでは、1ページから2ページをご覧ください。

第1章では、本計画の目的を、第2章では、施設の設置目的及び経緯をご説明しており、続く第3章では、対象施設の所在地及び配置図を示しております。

3ページをご覧ください。

第4章では、施設のハード・ソフトの状況と課題について示しております。

まず、ハード面の「施設・設備の現状と課題」につきまして、各施設の竣工日・構造・延床面

積等を表にし、お示ししております。

最初に、中央図書館ですが、市内6館のうち唯一、新耐震基準で建てられていない施設で、平成26年度に実施した第二次耐震診断の結果、現在の耐震基準を満たしていないことが判明したため、平成28年度に補強計画及び実施設計を行い、平成30年度に耐震改修工事を実施する予定にしております。

また、建築後36年が経過することから、空調設備をはじめ、各種設備の老朽化が著しく、その対策が急務となっています。

さらに、慢性的な駐車場不足の解消についても利用者からの要望が多数寄せられています。

次に、新南陽図書館ですが、周南市学び・交流プラザに移転・開館して3年の新しい施設ですので、図書館としての問題はありませんが、駐車場は複合施設全体で共有していることもあり、休みの日を中心に駐車場不足となることが多くなっています。

次に、福川図書館ですが、新南陽ふれあいセンターとの複合施設として移転・開館し、27年が経過しております。規模が小さく資料の所蔵が少ないのが課題となっています。

次に、熊毛図書館ですが、熊毛総合支所やゆめプラザ熊毛と共有する駐車場も十分あり、現在地に移転・開館して8年と新しい施設ですので、図書館としての問題はありません。

次に、鹿野図書館ですが、建築後24年が経過することから、空調設備をはじめ、各種設備の老朽化が著しく、その計画的整備が急務となっています。

最後に、徳山駅前図書館ですが、2月3日に開館したばかりで、現時点での施設の課題はありません。

6ページをご覧ください。

ここからは、ソフト面の「提供しているサービスの状況と課題」につきまして、お示ししております。

各図書館とも、これまでの社会教育施設としての役割以外にも、市民の交流の場としての役割を担う必要性も高まってきており、多種・多様なサービスを求められるようになっていきます。

特に、徳山駅前図書館は、中心市街地の賑わい創出の役割に大きく寄与することを期待されています。

9ページをご覧ください。

開館したばかりの徳山駅前図書館を除く5館の平成25年度から平成28年度の「個人貸出延べ利用者数」と「貸出資料数」の推移をグラフで示しております。移転のために平成27年1月から4月まで休館していた新南陽図書館を除き、いずれの図書館も平成26年度から「個人貸出延べ利用者数」と「貸出資料数」とも減少傾向にあります。

10ページをご覧ください。

第5章では、「施設を取り巻く状況」について、また、10ページから14ページにかけて、第6章として、「個別施設の一次評価の実施」として、サービスの今後の方向性から、施設の状況を加味して、施設の想定される方向性を機械的に導き出しております。

その結果を参考資料として、17ページから21ページに掲載しております。

14ページをご覧ください。

「一次評価の結果」として、耐震性のない中央図書館を優先度の最も高い「A」とし、それ以外の館は、新耐震基準に適合しており、建築後30年未満の施設であることから、優先度が最も低い「C」としました。

これらを踏まえ、続く第7章では、「今後の施設の方向性」として大きく次の3点を導き出し

たところであります。

- ・建設後間もない施設は現状維持とする。
- ・建設後、相当期間を経過した施設は、改修の必要性について洗い出し、計画的な改修を実施する。
- ・複合施設内にある施設については、その施設全体の動向に注視しつつ、方針を決定する。

15ページをご覧ください。

第8章では、「各施設の今後の取扱い」として、中央図書館については、耐震改修工事をはじめとする対策を着実に実施し、長寿命化を図るとともに、課題である駐車場の確保についても検討することとしています。

鹿野図書館についても、老朽化が著しいことから、計画的に必要な施設改修を実施し、長寿命化を図ります。

他の図書館については、現状維持とし、複合施設としての利点を生かした新たなコラボ企画を実施するなど積極的な取組により、利用者の皆様の満足度向上を目指してまいります。

16ページをご覧ください。

第9章では、「計画期間」として、期間を策定年度から平成34年度までとしております。

最後に、第10章で、「その他」として、必要に応じて本計画を見直すことができるとしております。

以上が、周南市立図書館施設分類別計画(素案)の概要説明でございます。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。
それでは、議案第19号を決定いたします。

その他、何かございませんか。よろしいでしょうか。
それでは、以上で、平成30年第3回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

池永 博 委員 _____

松田 敬子 委員 _____